

# 2月16日(金)～3月15日(木)は 税の申告相談期間

## 所得税と町・県民税の

## 申告は3月15日までに

税の申告時期になりました。  
申告相談は3月に入りますと、会場が大変  
混み合いますので、早めに済ませましょう。

### 申告相談（予約制）

#### ◆予約受付

2月8日(木)から ※電話予約不可  
8:30～17:15 (水曜日は19:00まで)

#### ◆相談期間

2月16日(金)～3月15日(木) ※土・日除く

#### ◆相談時間

9:00～12:00、13:00～17:00  
※16:00までにお越しください

#### ◆相談会場

役場1階 町民ホール

#### 問い合わせ

町民課 賦課徴収係 ☎86-6073

佐原税務署 (自動音声案内) ☎54-1331

#### 申告が必要な方

左ページの図を参考にしてください。あくまで参考ですので、ご不明な点は直接お問い合わせください。

#### 申告に必要なもの

- ① マイナンバーカードまたは通知カード+身元確認書類 (運転免許証や保険証など)  
※控除対象配偶者、扶養親族、専従者がいる場合、その方のマイナンバーを確認できる書類もお持ちください
- ② 給与所得者と年金所得者は、源泉徴収票(コピー不可)
- ③ 営業・農業・不動産貸付等の申告を行う方は、収入・支出が分かる帳簿など
- ④ 生命保険料や地震保険料の控除証明書、国民年金保険料控除証明書、医療費通知または領収書など
- ⑤ 印鑑

#### 町・県民税の申告書

※そのほか申告内容によって必要な書類が異なりますので、ご注意ください

#### 無収入でも申告を

2月中旬に、申告の必要があると思われる方と、平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれの方へ町民税・県民税申告書を送付します。郵送でも受け付けておりますので、忘れずに提出してください。  
※申告書が送付されない方が必ずしも申告の必要がないとは限りません

平成29年中、所得が無かった方でも、町民税・県民税申告書の表面「所得のなかった方の記載欄」の該当箇所へ記入して提出してください。各



# 軽自動車税



## 廃車・譲渡・盗難 のときは届け出を お忘れなく

軽自動車税は、毎年4月1日現在で所有者に課税されます。廃車、譲渡、盗難などで車両がない場合でも、届け出をしないと登録に基づきいつまでも課税されます。

届け出が済んでいない方は、3月末までに手続きをしてください。なお、3月末日が近づくと混雑しますので早めの手続きをお願いします。

### 手続きする場所

- ▶三輪・四輪以上の軽自動車  
軽自動車検査協会千葉事務所  
☎050-3816-3114
- ▶軽二輪・小型二輪  
千葉運輸支局  
☎050-5540-2022
- ▶原付および小型特殊自動車  
役場 町民課③窓口



問い合わせ

町民課 賦課徴収係

☎86-6073

種証明書の発行、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の算定などに必要となります。

**自宅のパソコンで申告書が作成できます**

国税庁のホームページで所得税の申告書などが作成できます。画面案内に従って金額などを入力すると、税額などが自動計算されます。プリントアウトした申告書は、そのまま税務署に提出できます。

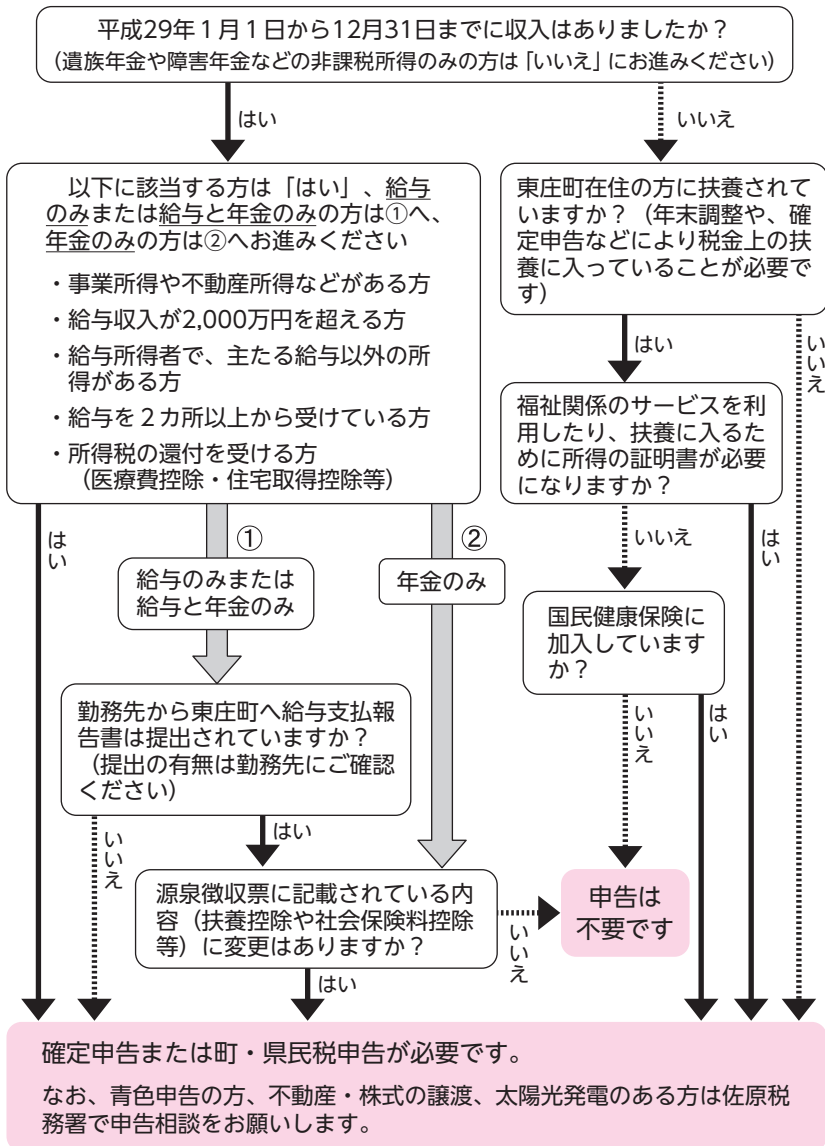
**提出期限を過ぎてしまったら**

3月16日以降の確定申告書は佐原税務署まで、町・県民税の申告書は役場町民課賦課徴収係まで提出してください。

## あなたは申告が必要!?

／やってみよう／

## 申告 フローチャート



あくまで参考ですので、ご不明な点は直接お問い合わせください。